

(趣旨)

第1条 この規程は、東京経済大学IR推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、東京経済大学における、教学・学生等に関する情報を収集・分析することにより、大学の機関研究(Institutional Research、以下「大学IR」という。)を推進し、本学の教学支援・学生支援の推進に寄与することを目的とする。

(取扱事項)

第3条 委員会は、次の事項を取り扱う。

- (1) 教学・学生等に関する情報の収集・管理に関すること。
- (2) 教学・学生等に関する情報の分析・提供に関すること。
- (3) 大学IRの普及・促進に関すること。
- (4) 教学組織や学生支援組織との連携に関すること。
- (5) FD活動や自己点検活動との連携に関すること。
- (6) その他委員会に関して必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長、学長補佐、学部長、全学共通教育センター長から1名
- (2) 学長が委嘱する専任教員 若干名
- (3) 総合企画部総合企画課 1名
- (4) 総合企画部入試課 1名
- (5) 学務部学務課 1名
- (6) 学務部研究課 1名
- (7) 学生支援部学生課 1名
- (8) 学生支援部キャリアセンター 1名
- (9) 教学支援部教学支援課 2名
- (10) その他委員会が必要と認める者 若干名

(任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会には、委員長を置き、第4条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員会の互選により選出された専任教員委員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(部会)

第9条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(情報セキュリティの遵守)

第10条 情報の収集・管理・分析・提供にあたっては、情報を保有する事務部署と連携し、本学の情報セキュリティに関連する諸規程を遵守し、学生等の個人情報保護を厳守する。

(委員会事務)

第11条 委員会の事務は、教学支援部教学支援課が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会が発議し、代議員会の議を経て学長が行う。

付 則

- 1 この規程は、2014年(平成26年)5月28日から施行する。
- 2 第5条の定めにかかわらず、2014年(平成26年)6月1日就任の教員委員の任期は、2016年(平成28年)3月31日までとする。

付 則

この規程は、2025年(令和7年)7月9日から改正施行する。